

別 表

対 象	区 分	基 準
普通会員	訪問の場合	(1人当たり) 国際線航空運賃 (エコノミークラス相当額) の 1割相当額
特別会員	1. 訪問の場合 (注1)	
	1人～ 10人までの交流	20,000円以内/団体
	11人～ 20人までの交流	30,000円以内/団体
	21人～ 30人までの交流	40,000円以内/団体
	31人～ 40人までの交流	50,000円以内/団体
	41人～ 50人までの交流	60,000円以内/団体
	51人～100人までの交流	80,000円以内/団体
	101人以上の交流	100,000円以内/団体
	2. 白山市に迎える場合	
	1人～ 10人までの交流	10,000円以内/団体
	11人～ 20人までの交流	15,000円以内/団体
	21人～ 30人までの交流	20,000円以内/団体
	31人～ 40人までの交流	25,000円以内/団体
	41人～ 50人までの交流	30,000円以内/団体
51人～100人までの交流	40,000円以内/団体	
101人以上の交流	50,000円以内/団体	
青少年交流派遣事業	ホームステイ派遣交流の場合	(1人当たり) 派遣経費の2分の1以内 (限度額100千円)

(注1)

特別会員が国内交流で訪問の場合に助成を受けようとする際、移動手段としてのバスの借上料を白山市が負担する場合は、助成金額を別表基準の特別会員1. 訪問の場合の2分の1とする。

※虚偽の報告があった場合は、助成金を返還させる場合があるので注意すること。

※当助成の申請後に、変更があった場合は速やかに報告すること。